

議案第 73 号

八幡浜市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市立公民館条例の一部を改正する条例

八幡浜市立公民館条例（平成 17 年条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中下線で示し、又は太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示し、又は太枠で囲まれた部分で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(名称及び位置) 第 2 条 (略) <u>2 公民館に附属施設を置き、その名称、位置及び区域は、別表第 1 のとおりとする。</u></p> <p>(利用の許可) 第 7 条 公民館施設 <u>及び附属施設</u> を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、公民館施設 <u>及び附属施設</u> の利用を許可するに当たっては、利用の目的、範囲、期間その他について管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(利用の制限) 第 8 条 公民館施設 <u>及び附属施設</u> の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用許可の目的以外に利用し、又はその利用する地位を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(使用料) 第 10 条 公民館施設の使用料は、無料とする。ただし、公民館施設を、社会教育を目的としないもの（市が主催して行うものを除く。）に利用する場合 <u>又は附属施設を利用する場合</u> については、別表第 2 に掲げる使用料を徴収する。</p>	<p>(名称及び位置) 第 2 条 (略)</p> <p>(利用の許可) 第 7 条 公民館施設 _____ を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、公民館施設 _____ の利用を許可するに当たっては、利用の目的、範囲、期間その他について管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(利用の制限) 第 8 条 公民館施設 _____ の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用許可の目的以外に利用し、又はその利用する地位を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(使用料) 第 10 条 公民館施設の使用料は、無料とする。ただし、公民館施設を、社会教育を目的としないもの（市が主催して行うものを除く。）に利用する場合 _____ については、別表第 2 に掲げる使用料を徴収する。</p>

2 前項ただし書の使用料は、許可を受けた際に納入しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、前納によらないで納付することができる。

3 既に納付した使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない事由により、利用ができなくなったとき。
- (2) 前条第9号の規定により利用の許可を取り消し、又は利用を中止したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に還付の必要があると認めるとき。

別表第1

1 公民館及び別館

名称	位置	区域
(略)		
松蔭地区公民館	八幡浜市広瀬二丁目1377番地1	(略)
(略)		

2 附属施設

名称	位置	区域
中央公民館陶芸・倉庫棟	八幡浜市広瀬二丁目1212番地9	市内全域

別表第2

1 中央公民館保内別館使用料

(表略)

(注)

1・2 (略)

2 中央公民館陶芸・倉庫棟使用料

区分	使用料 (単位：円)
陶芸・倉庫棟	1時間につき150円

(注)

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間とみなして計算する。
- 2 入場料を徴収し、商品を展示し、又は営業若しくは宣伝等を行うときは、50%加算とする。
- 3 冷房を使用する場合は使用料の50%加算、暖房を使用する場合は使用料の30%加算とする。

2 前項ただし書の使用料は、許可を受けた際に納入しなければならない。

3 既に納付した使用料は還付しない。ただし、教育委員会が特に必要と認められた場合は、この限りでない。

別表第1

名称	位置	区域
(略)		
松蔭地区公民館	八幡浜市中央168番地1	(略)
(略)		

別表第2

1 中央公民館保内別館使用料

(表略)

(注)

1・2 (略)

この条例は、公布の日から6月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

提案理由

松蔭地区公民館等の新築に伴い、所要の改正を行うため。